の**農林水産省令第一号**

令和五年一月三十一日

する法律(令和三年法律第三十四号)第二条第三項及び第四項、第三条第一項、第二項第八号及び第三項第六号(同法第四条第三項において準用する場合を含む。)、第四条第一項、第六条第三項、第八条脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十九号)の一部の施行に伴い、並びに畜舎等の建築等及び利用の特例に関 第二項第二号、第十三条第一項、 第十九条、第二十四条並びに第二十五条の規定に基づき、 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

国土交通大臣 斉藤 鉄夫農林水産大臣 野村 哲郎

掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、 これを削る。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和三年農林水産省・国土交通省令第六号)の一部を次のように改正する。 - 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第次 第一条 この省令において使用する用語は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(以下 附則 第六章 第四章 第三章 ぞれ当該各号に定めるところによる。 (定義) 第四節 第三節 「法」という。) において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、 部材に損傷が生じない程度の構造方法を用いる畜舎等をいう。 動のうち、地震動の再現期間と当該畜舎等が存している期間との関係から当該畜舎等が存し 第二条に規定する施設のうち同条第二号に掲げるもの(以下「発酵槽等」という。)を除く。 第三節の二 第 ている期間中に数回発生する可能性が高いものをいう。次号において同じ。)に対して、 この号及び次号において同じ。)の建築等をする地点において発生するものと想定される地震 に関する法律施行規則(令和三年農林水産省令第六十九号。以下「農林水産省令」という。) 一章 章 第六款 第五款 第四款 A構造畜舎等 中規模の地震動(畜舎等(農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例 第三款 第七款 災害危険区域等 (第三十四条・第三十五条) 節 一節 第二目 第一目 第三目 款 技術基準 総則 認定計画実施者の監督等(第九十一条・第九十二条) 利用基準 (第六十三条) 畜舎建築利用計画の認定等(第六十四条―第九十条) 畜舎等(発酵槽等を除く。)の敷地、 雑則(第六十条の四―第六十二条) 都市計画区域等における畜舎等 畜舎等 (発酵槽等を除く。)の敷地内の排水等及び便所に関する基準 (第三十六条-第四十三条) 構造強度 防火構造等(第十九条—第二十八条) 総則 (第三条·第四条) 避難施設(第二十九条) 建築設備等(第三十条—第三十三条) 敷地(第五条) (第九十三条・第九十四条) (第一条・第二条) (第四十四条—第六十条) 発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準(第六十条の二・第六十条の 構造部材等(第十六条—第十八条) 構造計算等(第八条—第十五条) 総則(第六条・第七条 改 (発酵槽等を除く。)の建蔽率及び高さ等に関する基 正 構造及び建築設備に関する基準 後 それ 「法」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、第一条 この省令において使用する用語は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律 第 第 二 章 附則 第六章 第五章 第四章 第三章 二 ~ 十 三 ぞれ当該各号に定めるところによる。 (定義) 第三節 第四節 雑則 (第六十一条·第六十二条) 舎等が存している期間中に数回発生する可能性が高いものをいう。次号において同じ。に対 される地震動のうち、地震動の再現期間と当該畜舎等が存している期間との関係から当該畜 第二節 第一節 して、構造部材に損傷が生じない程度の構造方法を用いる畜舎等をいう。 (新設) 第四款 A構造畜舎等 第五款 第三款 第七款 第二目 第一目 第三目 畜舎建築利用計画の認定等(第六十四条―第九十条) 利用基準(第六十三条) 技術基準 総則 雑則 (第九十三条・第九十四条) 認定計画実施者の監督等(第九十一条・第九十二条) 畜舎等の敷地内の排水等及び便所に関する基準 畜舎等の敷地、構造及び建築設備に関する基準 都市計画区域等における畜舎等の建蔽率及び高さ等に関する基準(第四十四条―第 (略) 六十条) 防火構造等(第十九条—第二十八条) 災害危険区域等 (第三十四条・第三十五条) 建築設備等(第三十条—第三十三条) 避難施設(第二十九条) 敷地(第五条) 総則 (第三条・第四条) 構造強度 (第 構造部材等(第十六条—第十八条) 構造計算等 総則(第六条・第七条) 一条・第二条 中規模の地震動(畜舎等の建築等をする地点において発生するものと想定 改 (第八条-第十五条) 正 (第三十六条—第四十三条) 前 、 (以 れ下

竪 第一節 畜舎等 (発酵槽等を除く。)の敷地、構造及び建築設備に関する基準

(畜舎等の敷地及び構造の制限) 第一号に掲げる要件を満たすために必要なものについては、この節の定めるところによる。第一号に掲げる要件を満たすために必要なものについては、この節の定めるところによる。 第三条 法第二条第三項の主務省令で定める基準のうち、畜舎等(発酵槽等を除く。)に係る同項

(大規模の畜舎等)

第十九条 農林水産省令第一条第一号に規定する施設であって同号二に掲げるもの若しくは農林水産省令第二条第三号に規定する施設であって同号口に掲げるものに関いる高のを設けなければならない。ただし、建築基準法第二十一条第一で国本文の規定に適合する畜舎等については、この限りでない。

(間付り母等)

ない。 十六条本文及び建築基準法施行令第百十三条の規定に適合する畜舎等については、この限りでを除く。)は、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。ただし、建築基準法第二第二十四条 床面積が千平方メートルを超える畜舎等(耐火建築物又は準耐火建築物であるもの

一・二 (略)

を除く。)にあっては、前項の規定を適用せず、建築基準法第二十六条本文及び建築基準法施行 で除く。)にあっては、前項の規定を適用せず、建築基準法第二十六条本文及び建築基準法施行 を除く。)にあっては、前項の規定を適用せず、建築基準法第二十六条本文及び建築基準法施行 を除く。)にあっては、前項の規定を適用せず、建築基準法第二十六条本文及び建築基準法施行 を除く。)にあっては、前項の規定を適用せず、建築基準法第二十六条本文及び建築基準法施行 を除く。)にあっては、前項の規定を適用せず、建築基準法第二十六条本文及び建築基準法施行 を除く。)にあっては、前項の規定を適用せず、建築基準法第二十六条本文及び建築基準法施行 を除く。)にあっては、前項の規定を適用せず、建築基準法第二十六条本文及び建築基準法施行

一節 畜舎等の敷地、構造及び建築設備に関する基準

(通明

第

に必要なものについては、この節の定めるところによる。
第三条 法第二条第三項の主務省令で定める基準のうち、同項第一号に掲げる要件を満たすため

(畜舎等の敷地及び構造の制限)

(同法第八条第一項第一号に規定する用途地域をいう。以下同じ。)に属さないこと。 敷地が市街化区域(都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域をいう。)及び用途地域 (条) 畜舎等の敷地、高さ、階数及び間取りは、次に掲げるところによらなければならない。

(大規模の畜気工~四(略)

十九条 (新設)

味面積が三千平方メートルを超える畜舎等(その主要構造部(床及び屋根を除く。)の建築基準法施行令第百九条の四に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。)は、渡り廊下によって隔て、その隔てられた畜舎等の各部分の床面積をそれぞれ三千平方メートル以内とし、当該畜舎等の各部分の周囲に延焼防止上有効な空地で当該畜舎等の各部分から当該空地の反対側の境界線までの水平距離が当該各部分の高さに相当する距離以上であるものを設けなければならない。ただし、建築基準法第二十一条第二項各号の各部分から当該空地の反対側の境界線までの水平距離が当該各部分の高さに相当する距離以上であるものを設けなければならない。ただし、建築基準法第二十一条第二項各号のる距離以上であるものを設けなければならない。ただし、建築基準法第二十一条第二項各号のいずれかに適合する畜舎等については、この限りでない。

に適合する畜舎等については、この限りでない。 ければならない。ただし、建築基準法第二十六条本文及び建築基準法施行令第百十三条の規定第二十四条 床面積が千平方メートルを超える畜舎等は、次に掲げる基準に適合するものとしな

-

(新設)

略)

(耐火建築物等としなければならない畜舎等)

(新設)

第二十四条の二 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートル以上である畜舎等又は畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以下である畜舎等又は畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートル以下である畜舎等で、前条第一項各号に掲げる基準に適合するものについては、るの限りでない。ただし、畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートル以下である畜舎等で、前条第一項各号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでなり、次項において同じ。)としなければならない。ただし、畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートル以上で第二十四条の二 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートル以上で第二十四条の二 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートル以上で第二十四条の二 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートル以上で第二十四条の二 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートル以上で第二十四条の二 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートル以上で第二十四条の二 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートル以上で

舎等は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。2 貯蔵又は処理に係る危険物の数量が建築基準法施行令第百十六条に規定する限度を超える畜

(畜舎等の内装)

第二十四条の三 畜産業用車庫の用途に供する畜舎等は、その用途に供する部分及びこれから屋第二十四条の三 畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で、第二十四条第一項各号に掲げる基準に適合するものについては、屋根。次項において同じ。)の仕上げを建築基準法施行令第百二十八条の五第一項第二号に掲げる仕上げとしなけれ同じ。)の仕上げを建築基準法施行令第百二十八条の五第一項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。ただし、畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以ばならない。ただし、畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以ばならない。ただし、畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以である畜舎等は、その用途に供する部分及びこれから屋でない。

行令第百二十八条の五第一項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。 けたものを有する畜舎等は、当該室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを建築基準法施 は、当該室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを建築基準法施 のでボイラー、内燃機関その他火を使用する設備又は器具を設

(畜舎等の隔壁

条第二十項及び第二十一項の規定に適合する畜舎等については、この限りでない。 は、当該畜舎等は、第二十四条第一項各号に掲げる基準に適合するものとしなければならない。第二十五条 建築面積が三百平方メートルを超える畜舎等の小屋組が木造である場合において第二十五条 建築面積が三百平方メートルを超える畜舎等の小屋組が木造である場合において

(その他防火上必要な技術的基準) 建築面積が三百平方メートルを超える畜舎等の小屋組が木造である場合において、当該畜舎(その他防火上必要な技術的基準) 建築直積の見定である場合において準は、前項の規定を適用せず、建築基準法施行令第百十四条第三項並びに同条第五項において準は、前項の規定を適用せず、建築基準法施行令第百十四条第三項並びに同条第五項において、当該畜舎に、前項の規定を適用が三百平方メートルを超えるもの又等のうち畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの又等のうち畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超える畜舎等の小屋組が木造である場合において、当該畜舎

区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。 第二十六条 第十九条から前条までに定めるもののほか、畜舎等は、次の各号に掲げる畜舎等の

(新設)

(畜舎等の隔壁)

(新設)

(その他防火上必要な技術的基準

略)

区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。 第二十六条 第十九条から前条までに定めるもののほか、畜舎等は、次の各号に掲げる畜舎等の

(削る)

(削る)

二・四(略)

(簡易な構造の畜舎等に対する制限の緩和)

第二十七条 次に掲げる畜舎等又は畜舎等の部分(準耐火構造の壁(これらの壁を貫通する給水第二十七条 次に掲げる畜舎等又は畜舎等の部分の構造が建築基準法施行令第百三十六条の九第二十七条 次に掲げる畜舎等又は畜舎等の部分(準耐火構造の壁(これらの壁を貫通する給水

で、床面積が三千平方メートル以内であるものを除き、間仕切壁を有しないものに限る。)産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものを除き、間仕切壁を有しないものに限る。)であって、床面積が三千平方メートル以内であるものき、間仕切壁を有しないものに限る。)であって、床面積が三千平方メートル以内であるものき、間仕切壁を有しないものに限る。)であって、床面積が三千平方メートル以内であるもので、床面積が三千平方メートル以内であるものを除交通大臣が指定する構造の畜舎等又は畜舎等の部分(畜産業用倉庫の用途に供するものを除交通大臣が指定する構造の畜舎等又は畜舎等の部分(畜産業用倉庫の用途に供するものを除

(地方公共団体の条例による制限の付加)

官

建築設備に関して安全上、防火上又は衛生とというによって、高舎等の敷地、構造又は下一大大大大に関して安全上、防火上又は衛生の目的を充分に達し難いと認める場合においては、条例で、畜舎等の敷地、構造又は東三十五条 地方公共団体は、その地方の気候又は風土の特殊性により、この節(第二十六条第第三十五条 地方公共団体は、その地方の気候又は風土の特殊性により、この節(第二十六条第

二節 畜舎等 (発酵槽等を除く。)の敷地内の排水等及び便所に関する基準

(通則)

第三節 都市計画区域等における畜舎等(発酵槽等を除く。)の建蔵率及び高さ等に関す 同項第二号に掲げる要件を満たすために必要なものについては、この節の定めるところによる。第三十六条 法第二条第三項の主務省令で定める基準のうち、畜舎等(発酵槽等を除く。)に係る

(通則)

同項第三号に掲げる要件を満たすために必要なものについては、この節の定めるところによる。第四十四条 法第二条第三項の主務省令で定める基準のうち、畜舎等(発酵槽等を除く。)に係る

<u>.</u>

2

|三節の|| 発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準

(通則)

第三号に掲げる要件を満たすために必要なものについては、この節の定めるところによる。第六十条の二 法第二条第三項の主務省令で定める基準のうち、発酵槽等に係る同項第一号及び

「守蔵又は処理こ系る色倹勿り敗量が書楽書售去施丁令蒋写十六条こ見定する艮度を超える適合するものであること。

(第十九条本文又は第二十条ただし書の規定の適用を受けるものを除く。)

同令第百十四条

建築基準法施行令第百十四条第四項に規定する渡り廊下を有する建築物に該当する畜舎等

畜舎等 耐火建築物又は準耐火建築物であること。 貯蔵又は処理に係る危険物の数量が建築基準法施行令第百十六条に規定する限度を超える

適合するものであること。 建築基準法施行令第百二十八条の五第六項及び第七項の規定に設けたものを有する畜舎等 建築基準法施行令第百二十八条の五第六項及び第七項の規定にボイラー室、作業室その他の室でボイラー、内燃機関その他火を使用する設備又は器具を

六 (略)

(簡易な構造の畜舎等に対する制限の緩和)

に適合するものについては、第二十条から前条までの規定は、適用しない。 第二項第一号に規定する防火設備で区画された部分に限る。)で、同令第百三十六条の十の規定の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。)又は同令第百二十六条の二管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造が建築基準法施行令第百三十六条の九第二十七条 次に掲げる畜舎等又は畜舎等の部分(準耐火構造の壁(これらの壁を貫通する給水

あって、床面積が三千平方メートル以内であるもの交通大臣が指定する構造の畜舎等又は畜舎等の部分(間仕切壁を有しないものに限る。)で交通大臣が指定する構造の畜舎等又は畜舎等の部分(間仕切壁を有しない畜舎等その他の建築基準法施行令第百三十六条の九第一号の規定により国土

仕切壁を有しないものに限る。)で、床面積が三千平方メートル以内であるもの――屋根及び外壁が帆布その他これに類する材料で造られている畜舎等又は畜舎等の部分―

間

(地方公共団体の条例による制限の付加)

一節 畜舎等の敷地内の排水等及び便所に関する基準

ために必要なものについては、この節の定めるところによる。 第三十六条 法第二条第三項の主務省令で定める基準のうち、同項第二号に掲げる要件を満たす

第三節 都市計画区域等における畜舎等の建蔽率及び高さ等に関する基準

2 (iv) 第四十四条 法第二条第三項の主務省令で定める基準のうち、

同項第三号に掲げる要件を満たす

ために必要なものについては、この節の定めるところによる。

(新設)

厅支

略

略

(発酵槽等の技術基準)

第六十条の三 発酵槽等の敷地及び高さは、次に掲げるところによらなければならない。 敷地が市街化区域及び用途地域に属さないこと。

- 高さが十六メートル以下であること。
- 発酵槽等は、
- により鉄筋、 建築基準法施行令第百四十一条第一項第一号の規定により国土交通大臣が定める構造方法 次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。 鉄骨又は鉄筋コンクリートによって補強した場合を除き、その主要な部分を組
- 積造及び無筋コンクリート造以外の構造とすること。 建築基準法施行令第百四十一条第二項の規定において準用する同令第百三十九条第一項第
- 3 | 発酵槽等については、 四号イの規定により国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全 性を有すること 第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一号、 第二十八条、第三十
- 4 | 定められた用途に供するものについては、同条、第五十三条、 特定用途制限地域内にある発酵槽等で第五十二条第一項の規定に基づく条例において制限が 条、 項及び第九項並びに第六十二条の規定を準用する 第三十五条及び第八十七条第二項(第三十一条に係る部分に限る。)の規定を準用する。 第五十五条第五項 第五十八条

第六十条の四 この節の規定は、 発酵槽等以外の畜舎等に限り適用する。

(畜舎等の敷地が区域、地域又は地区の内外にわたる場合の措置)

第六十二条 畜舎等の敷地がこの省令の規定(第四条第一号、第二十六条第四号及び第四十五条 地の過半の属する区域、 除く。以下この条において同じ。)、地域(防火地域及び準防火地域を除く。以下この条におい 建築設備に関する禁止又は制限を受ける区域(建築基準法第二十二条第一項の市街地の区域を から第四十七条までの規定を除く。以下この条において同じ。)による畜舎等の敷地、構造又は て同じ。)又は地区の内外にわたる場合においては、その畜舎等又はその敷地の全部について敷 利用基準 地域又は地区内の畜舎等に関するこの省令の規定を適用する。

第六十三条 法第二条第四項の主務省令で定める基準は、 るものにあっては、第六号)に掲げるものとする。 次の各号(発酵槽等の利用の方法に係

本文等の規定」という。)の適用を受けるもの(第二十四条第一項本文及び第二十五条第一項第二十四条の三第一項ただし書又は第二十五条第一項本文の規定(以下「第二十四条第一項 本文の規定の適用を受けるものにあっては、 ただし、畜舎等がA構造畜舎等 ることができる者の数の上限をいう。以下同じ。)及び延べ滯在時間(各滯在者の滯在時間の ものに限る。 合計をいう。以下同じ。)が畜舎等の床面積に応じて、次の表に定める数値以下であること。 通常時において、畜舎等における一日当たりの最大滞在者数(当該畜舎等に同時に滞在す 以下同じ。)を除く。)である場合においては、この限りでない。 (第二十四条第一項本文、第二十四条の二第一項ただし書、 畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する

(畜舎等の敷地が区域、地域又は地区の内外にわたる場合の措置)

第六十二条 畜舎等の敷地がこの省令の規定(第四条第一号、第二十六条第六号及び第四十五 地の過半の属する区域、 除く。以下この条において同じ。)、地域(防火地域及び準防火地域を除く。以下この条におい から第四十七条までの規定を除く。以下この条において同じ。)による畜舎等の敷地、 建築設備に関する禁止又は制限を受ける区域(建築基準法第二十二条第一項の市街地の区域を て同じ。)又は地区の内外にわたる場合においては、 地域又は地区内の畜舎等に関するこの省令の規定を適用する。 その畜舎等又はその敷地の全部について敷 構造又は

第六十三条 法第二条第四項の主務省令で定める基準は、 次に掲げるものとする

者の滞在時間の合計をいう。以下この号において同じ。)が畜舎等の床面積に応じて、次の表 ることができる者の数の上限をいう。以下この号において同じ。)及び延べ滞在時間 限りでない に定める数値以下であること。ただし、畜舎等がA構造畜舎等である場合においては、この 通常時において、畜舎等における一日当たりの最大滞在者数(当該畜舎等に同時に滞在す

略 略 略 (新設)

(略)

- ち同条第一号に掲げるもの、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上二以上の避難口が特定されていること。ただし、農林水産省令第二条に規定する施設のう **有効に直接外気に開放されたものについては、この限りでない。**
- 存すること。ただし、畜舎等がA構造畜舎等(第二十四条第一項本文等の規定の適用を受け認定計画実施者は、定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも一年間保 るものを除く。)である場合においては、この限りでない。
- の用途に供する畜舎等にあっては、様式第一号の二)の表示を行い、かつ、畜舎等がB構造 る事項を説明すること。 畜舎等である場合については、畜舎等に立ち入る者に対し、災害時における避難方法に関す 認定計画実施者は、畜舎等の見やすい場所に様式第一号(畜産業用倉庫又は畜産業用車庫
- 関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。 定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に 一十四条第一項本文等の規定の適用を受けるものである場合においては、認定計画実施者は、 畜舎等が第十九条第二項本文若しくは第二十条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第 火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに
- | 倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分の利用の方法は、次に掲げる基準のいずれにも適し、 畜舎等が第二十四条第一項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用 合するものとすること。
- あっては、床面積五百平方メートル以内ごとに一以上の避難口が特定されていること。た畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超える畜舎等に 避難上有効に直接外気に開放されたものについては、この限りではない。
- 認定計画実施者は、災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にすること。 認定計画実施者は、火気を使用しないこと。
- 火器の維持管理を適切に行うこと。 認定計画実施者は、消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消
- 外のもの並びに畜産業用車庫の用途に供する部分については、当該部分に保管しても防火 も防火上支障がない物資として主務大臣が定めるもの(以下「畜産業用物資」という。)以認定計画実施者は、畜産業用倉庫の用途に供する部分については、当該部分に保管して 業用車両等」という。)以外のものを保管しないこと。 上支障がない車両及び当該車両に付随する物資として主務大臣が定めるもの(以下「畜産
- これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管すること。 認定計画実施者は、畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、

畜舎建築利用計画の認定の申請)

第六十四条 法第三条第一項の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第二 号による申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書及び書類その他都道府県知事が必 県知事に提出しなければならない。 要と認める図書(第七十二条第三項を除き、以下「添付図書」と総称する。)を添えて、 都道府

- 及び口に定める図書及び書類 申請に係る畜舎等が次のイ及び口に掲げる畜舎等である場合にあっては、それぞれ当該イ
- の欄に掲げる図書

 (正本に添える図書にあっては、

 当該図書の設計者の氏名が記載された 特例畜舎等 別表第一の各項のい欄に掲げる畜舎等である場合にあっては、当該各項の

- 兀
- 二以上の避難口が特定されていること。
- 五. 認定計画実施者は、定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも一年間保 畜舎等がA構造畜舎等である場合においては、この限りでない。

存すること。ただし、

- 構造畜舎等である場合については、 関する事項を説明すること。 認定計画実施者は、畜舎等の見やすい場所に様式第一号の表示を行い、 畜舎等に立ち入る者に対し、災害時における避難方法にやすい場所に様式第一号の表示を行い、かつ、畜舎等がB
- 物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。 用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃 ては、認定計画実施者は、 畜舎等が第十九条本文又は第二十条ただし書の規定の適用を受けるものである場合にお 定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使

七

(新設)

(畜舎建築利用計画の認定の申請)

第六十四条 法第三条第一項の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 県知事に提出しなければならない。 要と認める図書 (第七十二条第三項を除き、以下「添付図書」と総称する。)を添えて、 号による申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書及び書類その他都道府県知事が必

- 及び口に定める図書及び書類 申請に係る畜舎等が次のイ及び口に掲げる畜舎等である場合にあっては、それぞれ当該イ
- 設計者の氏名が記載されたものに限る。) 特例畜舎等 別表第一の各項に掲げる図書(正本に添える図書にあっては、 当該図書の

示することとする。

3 5

置図又は同表の歯の項のの欄に掲げる日影図と、別表第二の一の項のの欄に掲げる二面以げる配置図又は平面図は、別表第三の歯の項のの欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配 該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。)。ただし、別表第二の〇の項の⑤欄に掲5 特例畜舎等以外の畜舎等 次に定める図書及び書類(正本に添える図書にあっては、当 建築物の二面以上の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。 上の立面図又は二面以上の断面図は、別表第三の色の項のの欄に掲げる道路高さ制限適合

る図書 別表第二の各項のい欄に掲げる畜舎等である場合にあっては、当該各項の<

「欄に掲げ

四 · 五 (2) (5) (略)

(畜舎建築利用計画の記載事項)

第六十六条 法第三条第二項第八号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

略)

掲げるものの敷地又はこれに隣接し、若しくは近接する土地に建築等をし、これらの施設と 設の所在地 体的に利用する畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、 家畜の飼養の用に供する施設又は農林水産省令第二条に規定する施設のうち同条第一号に 当該施

種類 畜産業用倉庫の用途に供する畜舎等にあっては、 その用途に供する部分に保管する物資の

び物資の種類 畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、 その用途に供する部分に保管する車両及

略

官

(畜舎建築利用計画の認定基準)

第七十条 法第三条第三項第六号 (法第四条第三項において準用する場合を含む。)の主務省令で 定める基準は、次のとおりとする。

その役員を含む。)が法第三条第四項第二号に規定する者に該当しないこと。 申請者が申請に係る畜舎等の貸付けを行う場合にあっては、その借主(法人にあっては、

れに隣接し、若しくは近接する土地に当該畜舎等の建築等が行われること。 る施設又は農林水産省令第二条に規定する施設のうち同条第一号に掲げるものの敷地又はこ 畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、家畜の飼養の用に供す

畜産経営に必要なものであること。 畜産業用倉庫の用途に供する畜舎等にあっては、 その用途に供する部分に保管する物資が

(畜舎建築利用計画の変更に係る認定の申請及び認定) び物資が畜産経営に必要なものであること。

畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、

第七十二条 (略)

|付図書にあっては、別表第二の一の項の6||欄に掲げる付近見取図、配置図、平面図又は床面積|| 法第八条第二項第二号に規定する主務省令で定める範囲内の行為をする認定畜舎等に係る添 求積図のうち変更に係るものに同条第一項に規定する不適合部分の基準が適用されない旨を明

|該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。)。ただし、別表第二の||の項に掲げる配1||特例畜舎等以外の畜舎等|||次に定める図書及び書類(正本に添える図書にあっては、当 置図又は平面図は、別表第三の色の項のの欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図又 以上の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。 は二面以上の断面図は、別表第三の色の項のの欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面 は同表の個の項のの欄に掲げる日影図と、別表第二の四の項に掲げる二面以上の立面図又 特例畜舎等以外の畜舎等
次に定める図書及び書類(正本に添える図書にあっては、

(1) 別表第二の各項に掲げる図書

(2) (5)

略)

2 5 4 四 · 五 (略)

第六十六条 法第三条第二項第八号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (畜舎建築利用計画の記載事項

<u>·</u>

(新設)

(新設)

三~六

(畜舎建築利用計画の認定基準

第七十条 法第三条第三項第六号(法第四条第三項において準用する場合を含む。)の主務省令で 定める基準は、次のとおりとする。

その役員) 申請者が申請に係る畜舎等の貸付けを行う場合にあっては、その借主 が法第三条第四項第二号に規定する者に該当しないこと。 (法人にあっては

(新設)

(新設)

新設

その用途に供する部分に保管する車両及

(畜舎建築利用計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第七十二条

する不適合部分の基準が適用されない旨を明示することとする。 付図書にあっては、別表第二のいの項に掲げる図書のうち変更に係るものに同条第一項に規定 法第八条第二項第二号に規定する主務省令で定める範囲内の行為をする認定畜舎等に係る添

イ~ホ

2

略

(畜舎建築利用計画の変更に係る認定を要しない軽微な変更

第七十三条 法第四条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 法第三条第二項第一号及び第六号並びに第六十六条第六号に掲げる事項の変更

- 略)
- 三 法第三条第二項第四号に掲げる事項の変更のうち次のイから夕までに掲げるものであっ て、変更後も認定に係る畜舎建築利用計画が同条第三項第四号の規定に適合することが明ら かな変更
- 造計算)によって確かめられる安全性を有するものに限る。 これに類するものに限る。)の位置の変更(変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外 各号に規定する構造計算 に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が第八条 構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、 (発酵槽等にあっては、 間柱、 第六十条の三第二項第二号に規定する構 床版、屋根版又は横架材(小ばりその他
- 開口部の位置及び大きさの変更

タ|ワ 別|ヨ 略)

の位置の変更 略) 別表第一の口の項の

の欄及び別表第二の口の項の

の欄に掲げる配置図における発酵槽等

第六十六条第三号に掲げる事項の変更

官

第六十六条第四号及び第五号に掲げる事項の変更であって、 変更後も当該事項に係る物資

又は車両が畜産経営に必要な物資又は車両であることが明らかな変更

略)

2

(仮使用の認定の申請

火曜日

第七十六条 法第六条第二項ただし書の規定により都道府県知事の仮使用の認定を受けようとす 場合にあっては、 び書類を添えて、 る者(次項において「仮使用認定申請者」という。)は、 正本及び副本に、それぞれ、次の表のいの項及びはの項に掲げる図書(発酵槽等を仮使用する ろの項及びはの項に掲げる図書)その他都道府県知事が必要と認める図書及 都道府県知事に提出するものとする 様式第十号による仮使用認定申請書の

(は)	(ろ)	(¢ 2)	
(略)	配置図	(略)	図書の種類
(略)	縮尺、方位、発酵槽等の位置及び申請に係る仮使用の部分	(略)	明示すべき事項

令和 5 年 1 月 3 1 日

(畜舎建築利用計画の変更に係る認定を要しない軽微な変更)

第七十三条 法第四条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 法第三条第二項第一号及び第六号並びに第六十六条第三号に掲げる事項の変更

- 三 法第三条第二項第四号に掲げる事項の変更のうち次のイからヨまでに掲げるものであっ て、変更後も認定に係る畜舎建築利用計画が同条第三項第四号の規定に適合することが明ら かな変更
- イ~ホ
- へ

 構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、 に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が第八条これに類するものに限る。)の位置の変更(変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外 各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。) 床版、屋根版又は横架材(小ばりその他
- 口部に係る変更で当該変更により延焼のおそれのある部分にある外壁の開口部に該当する こととなるものを除く。 火地域若しくは準防火地域内にある畜舎等で耐火建築物及び準耐火建築物以外のものの開 開口部の位置及び大きさの変更(耐火建築物若しくは準耐火建築物である畜舎等又は防

ワ~ヨ

(新設)

(略

(新設)

(新設)

2

(仮使用の認定の申請)

第七十六条 法第六条第二項ただし書の規定により都道府県知事の仮使用の認定を受けようとす 要と認める図書及び書類を添えて、都道府県知事に提出するものとする。 正本及び副本に、それぞれ、次の表のいの項及び3の項に掲げる図書その他都道府県知事が必 る者(次項において「仮使用認定申請者」という。)は、様式第十号による仮使用認定申請書の

2					
略	(ろ)	設)	新	(5)	
	(略)		(新設)	(略)	図書の種類
	(略)		(新設)	(略)	明示すべき事項

第七十七条 条第一号、第六条、第二十四条、第二十四条の二、 定畜舎等について、法第八条第一項の規定により引き続きそれらの規定(それらの規定が改正 又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認 条第一項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは第二項、第五十六第三項から第五項まで 八条、第三十条、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第五十一条、第五十四 された場合においては改正前の規定を含むものとする。)に係る法第七条第一項の規定の適用を 受けない期間の始期をいう。 この章及び別表第九において「基準時」とは、法第八条第一項の規定により、第四 第二十六条第三号若しくは第四号、第二十

(用途地域等関係)

用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び第七十九条 法第八条第一項の規定により第四条第一号の規定に係る法第七条第一項の規定の適 改築については、次に定めるところによる。

条の三第三項及び第六十八条の二第一項(建築基準法施行令第百三十六条の二の五第一項(建 の項に係る部分並びに第二号及び第三号を除く。別表第九の□の項において同じ。)、第二項 一項(ただし書を除く。)及び第三項、第五十六条第一項(同法別表第三/3欄の四の項及び五定のただし書を除く。)、第五十三条第一項(第六号を除く。)及び第二項、第五十三条の二第 じ。)の規定に基づく条例の規定に適合すること。 築物の容積率に係る部分に限る。)の規定に係る部分を除く。 別表第九の〇の項において同 号を除く。)及び第二項本文の規定並びに同法第四十九条、第六十条の二の二第四項、第六十 第三項まで (これらの規定のただし書を除く。)並びに第六十条の三第一項 積率に係る部分並びに第二号及び第三号を除く。)及び第二項、第六十条の二の二第一項から 七条の四第一項本文、第五十七条の五、第五十八条第一項、第五十九条第一項(建築物の容 法別表第四〇欄の四の項に係る部分及びただし書を除く。)、第二項から第五項まで、第五十 から第四項まで、第六項及び第七項(第二号及び第三号を除く。)、第五十六条の二第一項(同 る認定畜舎等の敷地及び構造が建築基準法第四十八条第一項から第十三項まで(これらの規 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後におけ (第二号及び第三

略)

「耐火建築物等としなければならない畜舎等関係)

一次のでは、工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増定の適用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増入十一条の二 法第八条第一項の規定により第二十四条の二の規定に係る法第七条第一項の規 |が五十平方メートルを超えないこととする

(防火地域及び特定防災街区整備地区関係)

第八十二条 法第八条第一項の規定により第二十六条第三号(防火地域内にある畜舎等に係る部 の認定畜舎等にあっては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。)について法第八条第二項第 分に限る。) 又は第四号の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等 一号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、次に定めるところによる。 (木造

(準防火地域関係) (略)

部分に限る。)の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等(木造の認定畜第八十三条 法第八条第一項の規定により第二十六条第三号(準防火地域内にある畜舎等に係る 務省令で定める範囲は、 舎等にあっては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。)について法第八条第二項第二号の主 増築及び改築については、次に定めるところによる。

第七十七条 この章及び別表第九において「基準時」とは、法第八条第一項の規定により、 第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第五十一条、第五十四条第一項若しくは 条第一号、第六条、第二十四条、 第一項若しくは第二項の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等につい 第二項、第五十五条第一項若しくは第二項、第五十六条第三項から第五項まで又は第五十七条 いては改正前の規定を含むものとする。)に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない期間の て、法第八条第一項の規定により引き続きそれらの規定(それらの規定が改正された場合にお 始期をいう。 第二十六条第五号若しくは第六号、第二十八条、第三十条、

(用途地域等関係)

用を受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、増築及び第七十九条 法第八条第一項の規定により第四条第一号の規定に係る法第七条第一項の規定の適 改築については、次に定めるところによる。

の項に係る部分並びに第二号及び第三号を除く。別表第九の□の項において同じ。)、第二項「ただし書を除く。)及び第三項、第五十六条第一項(同法別表第三冏欄の四の項及び五定のただし書を除く。)、第五十三条第一項(第六号を除く。)及び第二項、第五十三条の二第 第二項本文の規定並びに同法第四十九条、第六十条の二の二第四項、第六十条の三第三項及れらの規定のただし書を除く。)並びに第六十条の三第一項(第二号及び第三号を除く。)及び 並びに第二号及び第三号を除く。)及び第二項、第六十条の二の二第一項から第三項まで(こ 第一項本文、第五十七条の五、第五十八条、第五十九条第一項 法別表第四の欄の四の項に係る部分及びただし書を除く。)から第五項まで、第五十七条の四から第四項まで、第六項及び第七項(第二号及び第三号を除く。)、第五十六条の二第一項(同 づく条例の規定に適合すること。 び第六十八条の二第一項(建築基準法施行令第百三十六条の二の五第一項(建築物の容積率 る認定畜舎等の敷地及び構造が建築基準法第四十八条第一項から第十三項まで(これらの規増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後におけ に係る部分に限る。) の規定に係る部分を除く。 別表第九の□の項において同じ。) の規定に基 (建築物の容積率に係る部分

(新設)

(防火地域及び特定防災街区整備地区関係)

第八十二条 法第八条第一項の規定により第二十六条第五号(防火地域内にある畜舎等に係る部 の認定畜舎等にあっては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。) について法第八条第二項第 分に限る。) 又は第六号の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等 二号の主務省令で定める範囲は、増築及び改築については、 略) 次に定めるところによる

(準防火地域関係)

部分に限る。)の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等(木造の認定畜第八十三条 法第八条第一項の規定により第二十六条第五号(準防火地域内にある畜舎等に係る 務省令で定める範囲は、増築及び改築については、 舎等にあっては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。)について法第八条第二項第二号の主 次に定めるところによる。

(大規模の修繕又は大規模の模様替)

第八十六条 法第八条第一項の規定により第四条第一号、第二十四条、 為については、 畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行 は第五十七条第一項若しくは第二項の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定 六条第四号、第四十五条、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第五十一条、第五十四条第 項若しくは第二項、第五十五条第一項若しくは第二項、第五十六条第三項から第五項まで又 当該行為の全てとする。 第二十四条の二、 第 二

3 号に掲げる行為については、次に定めるところによる。 受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各 法第八条第一項の規定により第二十六条第三号の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を

_ __

略)

(認定畜舎等の利用の状況の報告)

第九十一条 物資の種類を、 ている車両及び物資の種類を明らかにする写真を添えなければならない。 に提出することにより、おおむね五年に一回、都道府県知事の定める日までに行うものとする。 畜産業用倉庫の用途に供する畜舎等にあってはその用途に供する部分に保管している 法第十三条第一項の規定による報告は、様式第十七号による報告書を都道府県知事 畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあってはその用途に供する部分に保管し

高さ等の算定方法

官

第九十四条 法第十九条の主務省令で定める畜舎等の敷地面積、建築面積、 掲げるところによる。 の畜舎等の規模に係る事項の算定方法は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に 床面積、高さその他

<u>.</u>

火曜日

等の床面積には、当該部分の床面積を算入しない。 めるところによる。ただし、 床面積 建築基準法施行令第二条第一項第三号 地階の機械室その他これらに類する畜舎等の部分を有する畜舎 (発酵槽等にあっては、 同項第五号)に定

別表第一 (第六十四条関係)

令和 5 年 1 月 3 1 日

			(-)		
		て司じ。こく。以下この表におい	等		((4)
		配置図	付近見取図	図書の種類	(3)
請	敷地境界線、敷地内における畜舎等の	縮尺及び方位	方位、道路及び目標となる地物	明示すべき事項	

(大規模の修繕又は大規模の模様替)

第八十六条 法第八条第一項の規定により第四条第一号、第二十四条、 第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各号に掲げる行為については、 項若しくは第二項の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等について法 項、第五十五条第一項若しくは第二項、第五十六条第三項から第五項まで又は第五十七条第一 該行為の全てとする。 十五条、第四十六条第一項、 第四十七条第一項、第五十一条、第五十四条第一項若しくは第二 第二十六条第六号、 第四 当

3

号に掲げる行為については、 受けない認定畜舎等について法第八条第二項第二号の主務省令で定める範囲は、第七十八条各 法第八条第一項の規定により第 、次に定めるところによる。 二十六条第五号の規定に係る法第七条第一項の規定の適用を

(認定畜舎等の利用の状況の報告

第九十一条 に提出することにより、おおむね五年に一回、都道府県知事の定める日までに行うものとする。 法第十三条第一項の規定による報告は、様式第十七号による報告書を都道府県知事

(面積、高さ等の算定方法

第九十四条 法第十九条の主務省令で定める畜舎等の敷地面積、建築面積、 掲げるところによる。 の畜舎等の規模に係る事項の算定方法は、次の各号に掲げる事項に応じ、 それぞれ当該各号に 床面積、高さその他

三 床面積 建築基準法施行令第二条第一項第三号に定めるところによる。 算入しない。 械室その他これらに類する畜舎等の部分を有する畜舎等の床面積には、 当該部分の床面積を ただし、 地階の機

別表第一 (第六十四条関係

び申請に係る畜舎等の各部分の高さ 土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及舎等と他の畜舎等との別	
縮尺及び方位	置 図
方位、道路及び目標となる地物	付 近 見 取 図
明示すべき事項	図書の種類

1	
4	-

主要部分の材料の種別及び寸法			
発酵槽等の高さ			
縮尺	側面図又は縦断面		
主要部分の材料の種別及び寸法			
床面積	X		
縮尺	面図又は横断面		
各部分の高さ土地の高低及び申請に係る発酵槽等の			
敷地境界線、申請に係る発酵槽等の位			
縮尺及び方位	配置図		
方位、道路及び目標となる地物	付近見取図	発酵槽等	(二)
地盤面を算定するための算式			
高さ高きの問囲の地面と接する各位置の	地盤面算定表		
申請に係る畜舎等の各部分の高さ			
地盤面	又は断面図		
縮尺	二面以上の立面図		
の寸法及び算式 床面積の求積に必要な畜舎等の各部分	床面積求積図		
二以上の避難口の位置			
間取り、各室の用途及び床面積			
縮尺及び方位	平面図		
舎等の各部分の高さ境界部分との高低差及び申請に係る畜			
土地の高低、敷地と敷地の接する道の			

報

地盤面を算定するための算式						
畜舎等が周囲の地面と接する各位置の高さ	表	定	算	面	盤	地
申請に係る畜舎等の各部分の高さ						
地盤面						図
縮尺	二面以上の立面図又は断面	又は	面図	のサ	以上	=
床面積の求積に必要な畜舎等の各部分の寸法及び算式	図	積	求	積	面	床
二以上の避難口の位置						
間取り、各室の用途及び床面積						
縮尺及び方位	図		面			平

																						別
																			(-)			別表第二
																		て同じ。) く。以下この表におい	畜舎等(発酵槽等を除		(¢3)	(第六十四条関係)
		二面以上の断面図			二面以上の立面図	床面積求積図						平面図						配置図	付近見取図	図書の種類	(ろ)	
床及び屋根(天井がある場合は、天井) 「麻及び屋根(天井がある場合は、天井)	地盤面	縮尺	裏の構造	開口部の位置	縮尺	の寸法及び算式の寸法及び算式	二以上の避難口の位置	及び構造 及び構造	開口部の位置	壁及び筋かいの位置及び種類	間取り、各室の用途及び床面積	縮尺及び方位	又は処理経路 れらに類する施設の位置及び排出経路 下水管、下水溝又はためますその他こ	類地の接する道路の位置、幅員及び種	舎等の各部分の高さ 境界部分との高低差及び申請に係る畜 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	擁壁の設置その他安全上適当な措置	等との別等との別等と他の畜舎をと他の畜舎をといる。	縮尺及び方位	方位、道路及び目標となる地物	明示すべき事項		

				(ti)								(3)														((4))	
構造詳細図	/ 屋 伏 図	犬	床 伏 図	基礎伏図		地盤面算定表			二面以上の断面図			二面以上の立面図	床面積求積図						面図						配置図	付近見取図	図書の種類
				縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法	地盤面を算定するための算式	畜舎等が周囲の地面と接する各位置の高さ	しの出並びに畜舎等の各部分の高さ、肝及びひさ、床及び屋根(天井がある場合は、天井)の高さ、軒及びひさ	地盤面	縮尺	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造	開口部の位置	縮尺	床面積の求積に必要な畜舎等の各部分の寸法及び算式	二以上の避難口の位置	延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造	開口部の位置	壁及び筋かいの位置及び種類	間取り、各室の用途及び床面積	縮尺及び方位		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	び申請に係る畜舎等の各部分の高さ土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及	擁壁の設置その他安全上適当な措置	舎等と他の畜舎等との別敷地境界線、敷地内における畜舎等の位置及び申請に係る畜	縮尺及び方位	方位、道路及び目標となる地物	明示すべき事項

別表第三	(第六十四条関係)		
	((,1)	(3)	
		図書の種類	明示すべき事項
(→)	(略)	(略)	(略)
()	第十九条第一項	付近見取図	延焼防止上有効な空地の状況
	用される 用される 畜舎等 でが適 用される 畜舎等	配置図	位置数地境界線、敷地内における畜舎等の
	る畜舎		畜舎等の各部分から空地の反対側の境
	等		界線までの水平距離
			畜舎等の各部分の高さ

応力算定及び断面算定	構造計算書	
主要部分の材料の種別及び寸法		
縮尺	構造詳細図	
主要部分の材料の種別及び寸法		
発酵槽等の高さ	図	
縮尺	側面図又は縦断面	
主要部分の材料の種別及び寸法	図	
縮尺	平面図又は横断面	
土地の高低及び申請に係る発酵槽等の		
1931 1331		
敷地境界線、申請に係る発酵槽等の位		
縮尺及び方位	配置図	
方位、道路及び目標となる地物	付近見取図	(二) 発酵槽等
	構造詳細図	
	小屋伏図	
料の種別及び寸法	床(図)	
縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材	基礎伏図	
地盤面を算定するための算式		
高さ 高さ 高さ	地盤面算定表	

			(=)	(→)			F. 345
	等る方言を	用 定 条が 規 が 適 規	第十九 (新設)	(略)		(ε 3)	方ま学生 (学) フーロ 多目化/
		(新設)	(新設)	(略)	図書の種類	(3)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)	明示すべき事項		

別表第三(第六十四条関係)

-																
								(七)	(*) (<u>=</u>)							
	等 る 畜 舎	用 定 さ が れ 適	二 四 条 の	第二十	舎 れ 等 る 畜	適用が	規定がの	第二十	(略)							
		等 適用される畜舎	第二項の規定が	1 = 1	等 第二項の規定が 第二項の規定が 第二項の規定が	等)	適用される畜舎	第二十四条第一		舎等 が適用される畜 お適用される畜	第十九条第二項 本文の規定が適 本文の規定が適			舎等	が適用される畜	第十九条第一項
危険物の数量表	造詳細図を構造等の構			平 面 図	(略)			(略)	(略)	(略)	認に必要な図書 合することの確 合することの確	間計算書	造詳細図			平面図
危険物の種類及び数量	の断面の構造、材料の種別及び寸法主要構造部、軒裏、天井及び防火設備	外壁、袖壁、塀その他これらに類する 外壁、袖壁、塀その他これらに類する	耐力壁及び非耐力壁の位置	開口部及び防火設備の位置	(略)			(略)	(略)	(略)	法への適合性審査に必要な事項第十九条第二項本文に規定する構造方	通常火災終了時間及びその算出方法	及び寸法主要構造部の断面の構造、材料の種別	要な建築設備の位置の常出に当たって必通常火災終了時間の算出に当たって必	防火区画の位置及び面積	耐力壁及び非耐力壁の位置
								(七)	(≒) (≡)							
				(新設)	舎 れ 等 る 畜	適用だっ	規定が	第二十	(略)							
				(新設)	用される畜舎等		れる畜舎等の規定が適用さ	第二十四条本文		第十九条ただし 第十九条ただし	第十九条本文の名畜舎等					(新設)
(新設)	(新設)			(新設)	(略)			(略)	(略)	(略)	要な図書 ことの確認に必 規定に適合する	(新設)	(新設)			(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(略)			(略)	(略)	(略)	第十九条本文に規定する構造方法への	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

		(宝)	(主) (九)		(八)							
等 発 i 酵 i 槽 i	さ が の 丸 あ 用 を	条 第 の 六 三 十	略)	舎 れ 等 る 畜	適規五第 用をかの十			等 る 辛 る 辛	用 定 三 四 第 さ が の 条 二 れ 適 規 の 十			
	れる発酵槽等の規定が適用さ	二項及び第三項		第二十五条第一 第二項の規定が 第二項の規定が	等 項本文の規定が 項本文の規定が	等 第三項の規定が 第三項の規定が	れる畜舎等の規定が適用さ	第二十四条の三	和る畜舎等 同規定が適用さ の規定が適用さ	れる畜舎等	の規定が適用さ	第二十四条の二
	面図平面図又は横断	配置図	(略)	(略)	(略)	平 面 図		平面図 見取図	室内仕上げ表		平面図	付近見取図
及び構造方法 近接又は接合する畜舎等の位置、寸法	びに材料の種別、寸法及び平面形状発酵槽等の各部の位置及び構造方法並	寸法 寸法	(略)	(略)	(略)	建築基準法施行令第百二十八条の五第 建築物の部分に該当することを確認す るために必要な事項	ものの位置及び高さ外壁、袖壁、塀その他これらに類する	耐力壁及び非耐力壁の位置	建築基準法施行令第百二十八条の五に 規定する部分の仕上げの材料の種別及 7厚さ	外壁、袖壁、塀その他これらに類する	耐力壁及び非耐力壁の位置	畜舎等の周囲の状況
		設 (新	(主) (九)		(八)							
		(新 _設)	略	舎 れ 等 る 畜					新設)			
		(新設)		用される畜舎等	れる畜舎等 れる畜舎等	(新設)		(新設)	(新設)			(新設)
	(新設)	(新設)	略)	略	略)	(新設)		(新設)	新設		(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

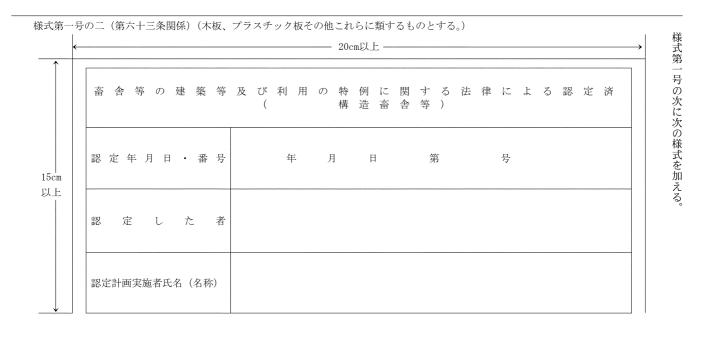
	書 施工方法等計画	覧表		書 基礎・地盤説明	敷地断面図及び	基礎伏図			構造詳細図			面図 側面図又は縦断	
び養生方法 び養生方法	上の安全性を確保するための措置基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力打撃、圧力又は振動により設けられる	種別構造耐力上主要な部分に用いる材料の	その算出根拠 基礎の底部に作用する荷重の数値及び	基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置	支持地盤の種別及び位置	材料の種別及び寸法基礎の配置、構造方法及び寸法並びに	かぶり厚さ 鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートの	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法		法並びに材料の種別及び寸法合部を含む。)の位置、寸法及び構造方合部を含む。)の位置、寸法及び構造方	及び構造方法 近接又は接合する畜舎等の位置、寸法	びに材料の種別、寸法及び立面形状発酵槽等の各部の高さ及び構造方法並	法並びに材料の種別 法並びに材料の種別
	(新設)	(新設)			(新設)	(新設)			(新設)			(新設)	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

				(≡)					(二)	(\rightarrow)			別表第九	(美) (金)		
(略)	れる認定畜舎等 れる認定畜舎等	(略)	(略)	第八十条から第八十七条 までの規定が適用される	(略)			される認定畜舎等	第七十九条の規定が適用	(略)		(ε 3)	九 (第七十二条関係)	(略)		
(略)	平面図	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		図二面以上の断面	(略)	(略)	図書の種類	(3)		(略)	第六十条の三第 二項第二号の規 に適合することの確認に必要	
(略)	基準時以後の増築又は改築に係る部分	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	用途地域の境界線	(略)	(略)	(略)	明示すべき事項			(略)	の結果及びその算出方法の結果及びその算出方法	方法 方法
													別			
				(≡)					(=;)	()			別表第九	(量) (重)		
(略)	(新設)	認定畜舎等 定が適用される	(略)	認定畜舎等 第八十条から第八十七条	(略)			される認定畜舎等	第七十九条の規定が適用	(略)		(٤ 3)	(第七十二条関係)	(略)		
(略)	(新設)	平面図	(略)	(略)	(略)	(略)		図二面以上の断面	(略)	(略)	図書の種類	(3)		(略)	(新設)	
(略)	(新設)	基準時以後の増築又は改築に係る部分	(略)	(略)	(略)	(略)	(新設)	の各部分の高さの限度の各部分の高さの限度による建築物項まで及び第六項の規定による建築物	(略)	(略)	明示すべき事項			(略)	新設)	(新設)

様式第一号(第六十三条関係)(木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。)

		\longrightarrow
	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済(
	認 定 年 月 日 · 番 号 年 月 日 第 号	
 15cm 以上 	認 定 し た 者	
	認定計画実施者氏名(名称)	
	備考	

(注意) () には、「A構造畜舎等」、「B構造畜舎等」又は「発酵槽等」と記入すること。



5cm 从上	利用	基	準	【1. 畜舎等全体の利用の方法】 □通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間が一定の数値以下であること。(最大滞在者数 人/延べ滞在時間 時間) □午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数が0であること。 □災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しないこと。 □定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存すること。 □定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存すること。 【2. 畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分の利用の方法】 □床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されていること。 □災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にすること。 □火気を使用しないこと。 □洗いるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行うこと。 □畜産業用倉庫の用途に供する部分については、当該部分に畜産業用車両等以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、当該部分に畜産業用車両等以外のものを保管しないこと。 □畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管すること。
	備		考	

- (注意) 構造畜舎等)には、「A構造畜舎等」又は「B構造畜舎等」と記入すること。 1. (
 - 2. 適用を受ける利用基準の□に✔印を付けること。

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

計画の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありませ 畜舎等の建築等及U利用の特例に関する法律第3条第1項の規定により、畜舎建築利用

都道府県知事 礟

申請者の連絡先 申請者の氏名又は名称 者の氏

代表

主たる事務所の所在地 申請者の住所又は

併

畜舎建築利用計画の認定申請書

 ${\mathbb H}$

Ш

□都市計画区域及び準都市計画区域外	□都市計画区域内(市街4区域及び用途地域外) □潍城市計画区域内(田涂地域外)	(2)工事施工地又は所在地:	□A構造畜舎等 □B構造畜舎等 □発酵槽等	一部造	•番号:	③申請に係る畜舎等の構造		□発酵槽等を制御するための施設	□堆肥舎に付随する畜産業用車庫	□堆肥舎に付随する畜産業用倉庫	□発酵槽等	□推問舎	□飼養施設に付随する畜産業用車庫	□飼養施設に付随する畜産業用倉庫	□飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設	□飼養施設に付随する集乳施設	□飼養施設に付随する搾乳施設	□ 河麦 施設	- 番号:	②申請に係る畜舎等の種類	①申請に係る畜舎等の数:	(1)	_ E	2. 畜舎等の概要	(3) 連輯光:	(0) 、计处开.	(2)住所又は主たる事務所の所在地:	(1) 氏名又ほ名称及び法人にあっては、その代表者の氏名:		. II. data day - Ingresso		畜舎建築利用計画
八、建築士事務所名: (②その他の工事監理者 イ. 資格: (へ. 工事と照合する設計図書:	ホ. 連絡先:	所在地:			1. 資格: (①代表となる工事監理者	(2) 工事器理者			ホ. 連絡先:	二. 所在地:			イ. 資格: (②その他の設計者		ホ. 連絡先:	二. 所在地:	八、建築士事務所名: (口. 氏名:		①代表となる設計者	(1) 設計者	3. 設計者等に関する事項	④間取り 口居住のための居室を有しない。	③床面積:(申請部分 m²)(申請	②高さ: m	①番号:	(3)規模及び間取り
)建築士事務所)建築士)建築士事務所)建築士)建築士事務所)建築士)建築士事務所)建築士				ない。	㎡) (申請以外の部分			
							,																						m²) (合計			
)知事登録第)登録第)知事登録第)登録第)知事登録第)登録第)知事登録第)登録第					i H m²)			
4 ₁		ᆁ피				加		d'a							4		中					中		卓								

⑤軒裏:	④外壁:	②屋根:	口冷房設備 口消火設備 口排煙設備 口汚物処理の設備	口電気設備 □ガス設備 □給水設備 □排水設備 □換気設備 □暖房設備	②建築設備の種類	①番号:	(2) 畜舎等別の構造及び設備の概要		⑥備考:	⑤認定等:	口,建蔽率:	イ. 建築面積: (申請部分 ㎡) (申請以外の部分 ㎡) (合計 ㎡)	④ 建築面積	ハ、敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値:	口. 第45条第1項の規定による畜舎等の建蔽率:	イ. 敷地面積:	③敷地面積	口. 敷地と接している部分の長さ:	4. 福員:	②道路	地域以外):	①区域、地域、地区又は街区(都市計画区域、準都市計画区域、防火地域及び準防火	(1) 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項	合に記載すること。)	4. 畜舎等の敷地、構造及び設備に関する事項(畜舎等の床面積の合計が3,000㎡超の場		二. 連絡先:	八. 所在地:	口、営業所名:建設業の許可()第 号	7. 氏名:	(3) 工事施工者		へ. 工事と照合する設計図書:	ホ. 連絡先:	三. 所在地:
(1) 番号:	5. 畜舎等の利用の方法に関する事項		⑥備考:	⑤構造計算に用いたプログラムの名称:	④構造: 造 一部 造	③床面積:	②高さ: m	①番号:	(3) 畜舎等の独立部分別概要		①備考:	□第26条第4号に掲げる畜舎等	口防火地域 口準防火地域	□第26条第3号に掲げる畜舎等	□第26条第2号に掲げる畜舎等	□第26条第1号に掲げる畜舎等	⑩第26条の規定の適用	□第24条第1項本文等の規定の適用を受ける畜舎等	の規定の適用	⑨畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等における第24条第1項本文等	□第20条ただし書の規定の適用を受ける畜舎等	□第19条第2項本文の規定の適用を受ける畜舎等	⑧第19条第2項又は第20条の規定の適用	口その街	2 号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造)	□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(建築基準法施行令第109条の3第	1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造)	□準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(建築基準法施行令第109条の3第	□準耐火構造	掲げる基準に適合する構造	□建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第108条の3第1項第1号イ及びロに	□耐火構造	⑦主要構造部が耐火構造等に該当する場合		⑥便所の種類 □水洗 □くみ取り

(号外第 20 号)

(2) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間 (A構造畜舎等・B構造畜舎等共通

□午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場 合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0とする

(A構造畜舎等(第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜

時間				수 카
時間	時間	時間	時間	延べ滞在時間
時間/人	時間/人	時間/人	時間/人	滞在時間
\	>	7	>	滞在人数
整理等)				
保管する物資の				
診療、種付け、		の観察	舎等の清掃	
における作業(搾乳)	給与及び家畜	の搬出及び畜	
その他畜舎等内	搾乳 (畜舎内	飼料の調理・	家畜排せつ物	

□通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を 次の数値以下とする。

32時間	16人	□3,000㎡超
24時間	12人	□2,000㎡超3,000㎡以下
16時間	8 \	□1,000㎡超2,000㎡以下
8時間	4人	□1,000㎡以下
延べ滞在時間	最大滯在者数	畜舎等の床面積

(3) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

口災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を 存置しない。

□2以上の避難口が特定されている

□堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直 接外気に開放されたものに該当する

(4) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等 (第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B 構造畜

□定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)

□様式第1号(畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、 様式第1号の2)を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B構造畜舎等の場合)

口畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する

(5) 畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は 第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等にお

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

□定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又は その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を 存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する

畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業 用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(6)

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通

口畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあっ ては、床面積500㎡以内ごとに1以上の遊難口が特定されている。

□避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

口災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にする。

口火気を使用しない。

口消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管 理を適切に行う。

口畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産 業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しな

□畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間 仕切壁又は戸によって隔てて保管する

6. 申請に係る畜舎等で行う畜産業の内容

(2) 家畜の種類・頭数(堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数)

①家畜の種類:

②頭数:

その排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の

規定に違反していない。

(3) 飼養形態 (飼養施設の場合):

(違反している場合)違反している規定: 農場名及びその所在地:

: 光韻

(3) 申請に係る畜舎等が畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等の場合 ①飼養施設又は堆肥舎(いずれも当該施設に付随する施設が当該申請に係る畜舎等であるものに限る。)の所在地:

②畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類:

③ 音産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類:

(4)特例音舎等が第48条第2項の規定の適用を受ける場合 □第48条第2項の規定による都道府県知事の認定を受けたものである。

9. 備考

(注意)

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いること。

□がある場合は、該当する□に✔印を付けること。

② 2. (1) ②及び③並びに (3)、4. (2)、5.、6. 並びに7. (1) は、申請に係る畜舎等ごとに記入すること。申請に係る畜舎等の数が1の時は「番号」に「1」と記入し、畜舎等の数が2以上のときは、畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して畜舎等ごとに記入するか、第2番目以降の畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。

) 4. (3) は申請に係る畜舎等(独立部分が2以上ある場合においては独立部分。 以下同じ。)ごとに記入すること。申請に係る畜舎等の数が1の時は「番号」に「1」 と記入し、畜舎等の数が2以上のときは、畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記 入欄を追加して畜舎等ごとに記入するか、第2番目以降の畜舎等について別紙に必要 な事項を記入して添えること。

様式第九号を次のように改める。 様式第九号 (第七十五条関係)

認定畜舎等の建築等工事完了届

都道府県知事 瀴

届出者の氏名又は名称 届出者の住所又は 主たる事務所の所在地 E 者の連絡 光

表 琳 9 K

₩

る法律第6条第1項の規定により、届け出ます。 認定畜舎等の建築等の工事が完了しましたので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関す

뺍

畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日:

(1) 工事施工地:

届出に係る工事の概要

官

(2) 工事の種類

□新築 □増築 □改築 □柱を撤去する行為 □模様替

(3) 工事着手年月日:

工事完了年月日:

3. 届出に係る認定畜舎等の概要

(1)番号:

(2) 種類

□飼養施設

□飼養施設に付随する搾乳施設

□飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設 □飼養施設に付随する集乳施設

□飼養施設に付随する畜産業用倉庫

□堆肥舎 □飼養施設に付随する畜産業用車庫

> Щ Ш

併

推進光

(3) 規模:床面積の合計

□発酵槽等を制御するための施設 □堆肥舎に付随する畜産業用車庫 □堆肥舎に付随する畜産業用倉庫 □発酵槽等

(注意)

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いること。

□がある場合は、該当する□に✔印を付けること。

2番目以降の認定畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。 ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して認定畜舎等ごとに記入するか、第 1の時は「番号」に「1」と記入し、認定畜舎等の数が2以上のときは、認定畜舎等 3. は、届出に係る認定畜舎等ごとに記入すること。届出に係る認定畜舎等の数が

府県知事が必要と認めて指定する工程の終了時における当該認定畜舎等に係る構造耐 力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等の写真を添付すること。 り、屋根の小屋組の工事の終了時、構造耐力上主要な軸組又は耐力壁の工事の終了時 床面積が3,000㎡を超える認定畜舎等にあっては、第75条第1項第1号の規定によ (鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。) の工事の終了時その他都道

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする

報

官

様式第十三号から様式第十五号までを次のように改める。 様式第十三号 (第八十九条関係)

認定畜舎等の譲渡及び譲受け認可申請書

併

П

ш

都道府県知事 礟

譲渡人 $\stackrel{\wedge}{\mathbb{H}}$ 足 \bowtie

H 主たる事務所の所在地 **₩** 又は名称

7 浴 先

表者の氏

₩

闽

 $\stackrel{\wedge}{\mathbb{H}}$ 主たる事務所の所在地 甲 × H

漢受人

Ø X ii Ø 光

氏

箈

7 表 桝 9 果

下記のとおり、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第1項の規定により、

認定畜舎等の譲渡及び譲受けの認可を受けたいので申請します。

뺍

譲渡及び譲受けの予定年月日:

- 譲渡及び譲受けの理由:
- 譲渡及び譲受けに係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日:
- 譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等の所在地

畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等の利用の方法に関する事項

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通 □午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場

合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0とする

(A構造畜舎等 舎等の場合) (第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜

時間				
時間	時間	時間	時間	延べ滞在時間
時間/人	時間/人	時間/人	時間/人	滞在時間
>	>	\	\	滞在人数
整理等)				
保管する物資の				
診療、種付け、		の観察	舎等の清掃	
における作業(搾乳)	給与及び家畜	の搬出及び畜	
その他畜舎等内	搾乳 (畜舎内	飼料の調理・	家畜排せつ物	

□通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を

32時間	16人	□3,000㎡超
24時間	12人	□2,000㎡超3,000㎡以下
16時間	8 \	□1,000㎡超2,000㎡以下
8時間	4 人	□1,000㎡以下
延べ滞在時間	最大滯在者数	畜舎等の床面積
		次の数値以下とする。

(2) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

口災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を 存置しない。

□2以上の避難口が特定されている

□堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直 接外気に開放されたものに該当する

(3) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等 舎等の場合) (第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)

□定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

□様式第1号(畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、 様式第1号の2)を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B構造畜舎等の場合)

□畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する

火曜日

令和 5 年 1 月 3 1 日

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

□定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又は

その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を

(4) 畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は

第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等にお

はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。 法律第112号)その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又 律第166号)、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年

(違反している場合)違反している規定:

農場名及びその所在地:

無光:

(2) 畜舎等が畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものである場合

①飼養施設又は堆肥舎(いずれも当該施設に付随する施設が当該譲渡及び譲受けに係 る認定畜舎等であるものに限る。)の所在地:

②畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類:

③ 畜産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類:

□がある場合は、該当する□に✔印を付けること。

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

報

様式第十四号 (第八十九条関係)

都道府県知事 礟

併

 \mathbb{H}

ш

闽 7 合併する法人の名称 主たる事務所の所在地 表 足 者の 絡 \bowtie Ħ Ñ 光

合併する法人の名称 7 主たる事務所の所在地 $\widehat{\mathbb{H}}$ 表者の 平 箈 \bowtie H 1 1

法人の合併について認可を受けたいので申請します。 下記のとおり、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第2項の規定により、

뺍

合併予定年月日:

合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所:

ω. 合併の理由:

合併に係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日:

ე 合併に係る認定畜舎等の所在地:

- 合併に係る認定畜舎等の利用の方法に関する事項
- (1) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

□午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場 合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0とする

(A構造畜舎等 舎等の場合) (第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜

時間				습 하
時間	時間	時間	時間	延べ滞在時間
時間/人	時間/人	時間/人	時間/人	滞在時間
\	\	>	>	滞在人数
整理等)				
保管する物資の				
診療、種付け、		の観察	舎等の清掃	
における作業(整乳)	給与及び家畜	の搬出及び畜	
その他畜舎等内	搾乳 (畜舎内	飼料の調理・	家畜排せつ物	

□通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を

次の数値以下とする。

1月470	7/01	口3,000111/田
百日午出らら	1 A B I	
24時間	12人	□2,000㎡超3,000㎡以下
16時間	λ8	□1,000㎡超2,000㎡以下
8時間	4人	□1,000㎡以下
延べ滞在時間	最大滯在者数	畜舎等の床面積

(2) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

□災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を 存置しない。

□2以上の避難口が特定されている。

□堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直 接外気に開放されたものに該当する。

(3) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等 舎等の場合) (第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜

□定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

7. 合併に係る認定畜舎等で行う畜産業の内容

(1) 家畜の種類・頭数(堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数)

①家畜の種類:

- (2) 飼養形態 (飼養施設の場合):

(3) 家畜排せつ物の処理方法:

- 合併に係る認定畜舎等のその他必要な事項
- (1) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員の法令遵守状況

□家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法(昭和26年法 法律第112号)その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又 はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。 律第166号)、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年

(違反している場合) 違反している規定:

農場名及びその所在地:

(2) 畜舎等が畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものである場合

①飼養施設又は堆肥舎(いずれも当該施設に付随する施設が当該合併に係る認定畜舎

等であるものに限る。)の所在地:

② 畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類:

③ 畜産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類:

□がある場合は、該当する□に✔印を付けること。

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

分割により認定畜舎等を承継する法人の名称及び住所:

分割予定年月日:

様式第十五号 (第八十九条関係)

分割認可申請書

併

 \mathbb{H}

ш

都道府県知事 礟

 $\hat{\mathbb{H}}$ 严 \bowtie

分割する法人の名称 主たる事務所の所在地

者の Ħ

闽 7 表 絡

法人の分割について認可を受けたいので申請します。 下記のとおり、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第3項の規定により、

삡

分割の理由:

分割に係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日:

分割に係る認定畜舎等の所在地:

分割に係る認定畜舎等の利用の方法に関する事項

(1) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通

□午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場 合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0とする。

> (A構造畜舎等 舎等の場合) (第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜

時間				습 計
時間	時間	時間	時間	延べ滞在時間
時間/人	時間/人	時間/人	時間/人	滞在時間
\ \	\	\	\	滞在人数
整理等)				
保管する物資の				
診療、種付け、		の観察	舎等の清掃	
における作業(搾乳)	給与及び家畜	の搬出及び畜	
その他畜舎等内	搾乳 (畜舎内	飼料の調理・	家畜排せつ物	

□通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を 次の数値以下とする,

32時間	16人	□3,000㎡超
24時間	12人	□2,000㎡超3,000㎡以下
16時間	8 \	□1,000㎡超2,000㎡以下
8時間	4 人	□1,000㎡以下
延べ滞在時間	最大滯在者数	畜舎等の床面積

(2) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

口災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を 存置しない。

□2以上の避難口が特定されている

□堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直 接外気に開放されたものに該当する

(3) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等(第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜 舎等の場合)

□定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通) □様式第1号(畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、 様式第1号の2)を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B構造畜舎等の場合)

口畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する

令和5年1月31日 火曜日

(1) 畜舎等を承継する法人の役員の法令遵守状況

8. 分割に係る認定畜舎等のその他必要な事項
(3) 家畜排せつ物の処理方法:
(2) 飼養形態 (飼養施設の場合):
②頭数:
①家畜の種類:
(1)家畜の種類・頭数(堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数)
7. 分割に係る認定畜舎等で行う畜産業の内容
仕切壁又は戸によって隔てて保管する。
口畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間
V)
業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しな
口畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産
理を適切に行う。
口消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管
口火気を使用しない。
口災害時の避難に支障を生じさせないよう、探光を充分にする。
口避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。
ては、床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されている。
口畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあっ
(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)
用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組
(5) 畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業
存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。
その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を
口定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又は
(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)
ける取組
第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等にお
(4)畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は

□家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法(昭和26年法 法律第112号)その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又 律第166号)、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年 はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

(違反している場合) 違反している規定:

農場名及びその所在地:

備考:

(2) 畜舎等が畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものである場合

①飼養施設又は堆肥舎(いずれも当該施設に付随する施設が当該分割に係る認定畜舎

②畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類:

等であるものに限る。)の所在地:

③ 畜産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類:

□がある場合は、該当する□に✔印を付けること。

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十七号を次のように改める。 様式第十七号 (第九十一条関係)

認定畜舎等の利用状況定期報告書

併

Ш

Ш

4. 利用の状況

(3) 構造

□A構造畜舎等

□B構造畜舎等

□発酵槽等

(1) 番号:

(2) 認定畜舎等における畜産業の内容

①家畜の種類・頭数(堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数)

報告者の氏名又は名称 主たる事務所の所在地 報告者の住所又は ΠĤ 者の連絡先

表 者の Ħ

₩

する法律第13条第1項の規定により、報告します。 下記のとおり、認定畜舎等の利用の状況について、畜舎等の建築等及び利用の特例に関

畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日:

認定畜舎等の所在地:

認定畜舎等の概要

(1)番号:

(2) 種類

□飼養施設

□飼養施設に付随する搾乳施設

□飼養施設に付随する集乳施設

□飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

□飼養施設に付随する畜産業用倉庫

□飼養施設に付随する畜産業用車庫

□堆肥舎

□発酵槽等

□堆肥舎に付随する畜産業用倉庫

□発酵槽等を制御するための施設 □堆肥舎に付随する畜産業用車庫

都道府県知事 礟 A

(3) 利用基準の遵守状況

③家畜排せつ物の処理方法:

②飼養形態:

口. 頭数: イ. 家畜の種類:

①畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通

뺍

舎等の場合)

(A構造畜舎等(第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜

合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0としている。

□午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場

時間					ᅖ			
時間	時間		時間	時間	Ē	延べ滞在時間	が	単
時間/人	時間/人		時間/人	時間/人	噩	平	在	維
>	>		\	\	数	\succ	在人	維
整理等)								
保管する物資の								
診療、種付け、			の観察	舎等の清掃				
における作業(<u> </u>	権乳)	給与及び家畜	の搬出及び畜				
その他畜舎等内	(畜舎内	整乳 (飼料の調理・	家畜排せつ物				
						I		I

□通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を

次の数値以下としている。

24時間	12人	□2,000㎡超3,000㎡以下
16時間	λ8	□1,000㎡超2,000㎡以下
8時間	4人	□1,000㎡以下
延べ滞在時間	最大滞在者数	畜舎等の床面積

令和5年1月31日 火曜日

	理を適切に行っている。
定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管	□消火器を備えるとともに、定期的
	口火気を使用していない。
いよう、採光を充分にしている。	口災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にしている
とものに該当している。	口避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。
床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されている。	ては、床面積500㎡以内ごとに1岁
口畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあっ	口畜産業用倉庫の用途に供する部分
	(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)
する部分における取組	用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組
⑤畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業	⑤畜舎等が第24条第1項本文等の規定
	年間保存している。
ないことに関する記録を作成し、少なくとも1	び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、
口火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及	□火を使用する設備又はその使用に
	くとも1年間保存している。
実施していることに関する記録を作成し、少な	□定期的な消火作業に関する訓練を実施しているこ
	(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)
	ける取組
1 項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等にお	第24条第1項本文等の規定の適用を
くは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は	④畜舎等が第19条第2項本文若しくは
災害時の避難方法に関する事項を説明している。	□畜舎等に立ち入る者に対し、災害
	(B構造畜舎等の場合)
を畜舎等の見やすい場所に表示している。	様式第1号の2)を畜舎等の見や
(畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、	□様式第1号(畜産業用倉庫又は畜
曹等共通)	(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)
記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	□定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、
	舎等の場合)
(第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜	(A構造畜舎等(第24条第1項本文等
する取組	③災害による被害の防止又は軽減に資する取組
ている。	接外気に開放されたものに該当している。
畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直	□堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業
	□2以上の避難口が特定されている。
	存置していない。
じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を	□災害時の避難に支障を生じさせな
	(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)
	②避難経路確保の取組
16人 32時間	□3,000㎡超

- 口畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産 業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管して
- □畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間 仕切壁又は戸によって隔てて保管している。

⑥備兆

 Θ

- □がある場合は、該当する□に✔印を付けること。
- か、第2番目以降の認定畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。 畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して認定畜舎等ごとに記入する の数が1の時は「番号」に「1」と記入し、認定畜舎等の数が2以上のときは、認定 3. 及び4. は報告に係る認定畜舎等ごとに記入すること。報告に係る認定畜舎等

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

←	(35cm以上
	畜舎等の建築等及び利	利用の特例に関する法律による認定済
	認定年月日・番号 年	月 日 第 号
	認定した者	
	認定計画実施者氏名(名称)	
em E	設計 者氏名	
	工事監理者氏名	
	工事施工者氏名	
	工事現場管理者氏名	
	備考	

(注意)

① 「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済」は、変更の認定を受けた場合は、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関

する法律による変更の認定済」とすること。

2 1 する法律による変更の認定流」とすること。
② () には、「A構造音会等」又は「発酵相等」と記入すること。
③ () の () には、「A構造音会等」又は「発酵相等」と記入すること。
③ () の

2